

令和8年8月26日

鹿児島地方最低賃金審議会

会 長 川口 俊一 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

鹿児島県最低賃金専門部会

部会長 川口 俊一

鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和8年7月10日、鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、報告に当たっては別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより令和6年10月5日発効の鹿児島県最低賃金（時間額953円）は令和6年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	川口 俊一	瀬口 毅士	松本 俊哉
--------	-------	-------	-------

労働者代表委員	上蘭 哲也	白石 裕治	眞下 浩一
---------	-------	-------	-------

使用者代表委員	岩田 英明	千代森 修一	濱上 剛一郎
---------	-------	--------	--------

鹿児島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
鹿児島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1,090 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
令和 8 年 10 月 25 日

鹿児島県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 鹿児島県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 953 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 10 月 5 日

2 生活保護費

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護費（令和 6 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の鹿児島県内
人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（92,606 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額^{（註）}と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると鹿児島県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

953 円（鹿児島県最低賃金）× 173.8（1 箇月平均法定労働時間数）

× 0.824（可処分所得の総所得に対する比率） = 136,480 円